

ひのほら 議会だより

8

2022.8.1
No.170



キビタキ



オオルリ



アオバト



キセキレイ

夏を代表する野鳥たち【都民の森で撮影】

目 Contents 次

- P.2 ■ 令和4年第2回定例会
- P.9 ■ 委員会報告
- P.10 ■ 議案と議決結果
- P.11 ■ 一般質問 8人10問

令和4年 第2回定例会

6月2日～6月10日の9日間開催し、村長提出案件11件が、審議の結果、すべて原案どおり可決されました。

専決処分

議案第27号

専決処分の承認を求めることについて（檜原村税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）
（説明）地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことにより改正するものです。

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて（檜原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（説明）地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことにより改正するものです。

議案第29号

専決処分の承認を求めることについて（檜原村国民健康保険檜原診療所使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例）
（説明）診療報酬の算定方法の一部を改正するものです。

契約

議案第30号

消防積載車購入契約について
（説明）消防積載車を買い替えるものです。

- 契約の方法 指名競争入札
- 契約金額 1千341万6,700円
- 契約の相手方（株）きしの防災

議案第31号

配水管布設替工事請負契約について
（説明）村簡易水道の老朽化に伴い、数馬地内

の配水管468mを布設替するものです。

- 契約の方法 指名競争入札
- 契約金額 1億186万円
- 契約の相手方 高木建設（株）

議案第32号

庁舎外壁等改修工事請負契約について
（説明）庁舎の外壁等を改修するものです。

- 契約の方法 指名競争入札
- 契約金額 1億4千300万円
- 契約の相手方 佐久間建設（株）

条例

議案第33号

檜原村介護保険条例の一部を改正する条例
（説明）新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者の介護保険料を令和4年度においても引き続き減免できるように条例の一部を改正するものです。

議案第34号

檜原村固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
（説明）国の法令等に基づき、行政手続について押印等の見直しを行うために改正するものです。

人事

議案第35号

檜原村教育委員会委員の任命について
（説明）委員4名のうち1名の任期満了に伴い、引き続き山本芳安氏を委員に任命するものです。

議案第36号

檜原村固定資産評価審査委員会委員の選任について

(説明) 委員3名のうち1名の任期満了に伴い、引き続き岡部美彦氏を委員に選任するものです。

補正予算

議案第37号

令和4年度檜原村一般会計補正予算(第1次)

(説明) 補正額6千846万4,000円を増額し、総額を35億6千846万4,000円とするものです。

陳情

陳情7件は産業建設委員会に付託され、総務委員会との連合審査会で審議されました。

陳情第2号

比留間運送による産廃施設建設に関する陳情書 委員長の審査報告

本陳情の趣旨は「産廃施設建設によって、観光へのイメージダウンは免れないと考えますが、建設された際の観光イメージアップについて、具体的にどのような解決策を考えているのかを村長や産業環境課など観光に関わる関係部署に明示してもらうよう働きかけてください。」とする内容です。

審査の結果「実際に許可が出たときの要求ではないか」「観光に対する影響を長期的なところで考えていくべき」「陳情書にあるとおり、観光へのイメージダウンは免れないと考える」「みどりせせらぎ風の音の村のキャッチコピーのイメージが大きく変わってしまうことを危惧している陳情者の訴えは理解できる」「陳情者を含め多くの住民が今回の陳情書に書かれている不安を抱えていると思う。村として担当者として建設された場合、早急に対処しなければならいと思う」として、陳情書の趣旨に賛同する意見が委員からあり、挙手による採決の結果、挙手全員により「採択とすべきもの」と決しました。

採択とすべき討論 松村哲朗議員

賛成の立場で討論する。陳情者は村で観光に関わる事業を営む村民であるが、事業展開に際しては、中長期的な計画をお持ちのことと推察する。施設は上流域に建設が予定され、美しい山々と清流秋川を第一の観光資源とする檜原村のイメージを毀損することが予見される。現在未許可の段階ではあるが、陳情者にとっては現時点でも重大な問題である。

本計画については、令和元年5月には村は関知しているが、令和4年6月に至るまで、計画に対し策を講じてこなかったことは、事業者の不安感を増大させている大きな要因であると考えます。

村の観光事業にかかわりを持つ陳情者が、その不安感から、村に対し、毀損するであろう観光地としての檜原村のイメージを戦略的に回復していくことを望むのは当然である。陳情者の願意に同意し、賛成討論とする。

陳情第3号

比留間運送株式会社の産業廃棄物処理施設設置および一般廃棄物処理施設許可申請に反対決議に関する陳情書

委員長の審査報告

本陳情の趣旨は、東京都に対して「比留間運送株式会社の産業廃棄物処理施設設置および一般廃棄物処理施設許可申請」に対する反対決議をした上で「比留間運送株式会社の産業廃棄物処理施設設置及び一般廃棄物処理施設許可申請に対する不許可決定に関する意見書」の提出を要求する内容であります。

審査の結果「陳情書にあるような健康被害について、村側からの説明では近隣2市町などに確認したが聞いたことがないとの説明があり、内容的には疑問はあるが、基本的には産廃施設には反対という意見である」「内容に確認

できないこともあるが、訴えようとすることは産廃焼却場が出来ることにより、色々な環境面で危惧されることがある」として、陳情書の趣旨に賛同する意見と「陳情書に書かれていることは陳情者が不安に思っていることで、健康被害は今のところ見当たらないと話があり、健康被害のところは充分精査されていないので、継続審査にしてはどうか」との意見があり、挙手による採決の結果、挙手多数により「採択とすべきもの」と決しました。

不採択とすべき討論 清水兵庫議員

本陳情について、不採択とすべきものとして意見を申し述べます。

本陳情について、比留間運送（株）による産業廃棄物焼却場建設に関する懸念については十分理解できます。陳情書には子どものアトピー性疾患などの問題が記載されています。指摘されている2市町においては、その病気について確認されておりません。その確認されていない他市町の問題を檜原村議会で、採択すべきものではないと思います。よって、本陳情は不採択とすべきものと考え、私の討論とします。

採択とすべき討論 中村賢次議員

本陳情の趣旨は、産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置許可申請に不許可決定の意見書の提出を求めるものである。

理由として、設置された場合、焼却施設から排出される煤塵による大気汚染や住民への健康被害、また、多摩川下流域での水質汚染に直結しているという内容のものである。

文中に、日の出町や青梅市の子供たちのアトピー性疾患や、一般成人のがんや生活習慣病の罹患率の激増についての記述がある。事実確認が取れているわけではないが、水俣病もイタイタイ病も公害認定を受ける前に最初に異変に気付いたのは住民と聞いている。

その住民の声をしっかり受け止めるのが議員の責務と考える。

文脈にやや乱暴なところが見られるが、意図しているところは賛同できるものであり、本陳情に賛成とする。

採択とすべき討論 松村哲朗議員

賛成の立場で討論する。村に建設予定地は上流域の山間地であり、陳情者が調査対象としている施設と立地が類似している。蓄積されたデータをもとに村において健康被害を予測しており、検証は必要としながらも、指摘は看過すべきではない。科学的見地からの建設反対は、十分説得力を持ち、採用するに値すると考える。また村が都に提出した意見書の中で、給水条件について「水道法で規定する正当の理由をもって給水契約を拒否する可能性を踏まえた計画とすること」としており、素直に読み解けば、焼却炉の運転に必要な水の提供を上水では行えないことを意味すると理解できる。

施設の稼働に関して必要となる前提条件が失われ、十分不許可に相当すると考えられるので、意見書の提出は効果的であるし、必要性を認める。以上、賛成討論とする。

採択とすべき討論 浜中由造議員

この陳情に賛成の立場から討論します。

内容について心情的には理解させていただいた。被害者については、あくまでも理論的な予測をのべている点に疑問が残りますが、ダイオキシン等、健康面での指摘であり、これに留意していかなくてはならないと考える。

よって本陳情は採択すべきものと考え賛成討論とします。

陳情第 4 号

檜原村人里地区で建設計画が上がっている産業廃棄物焼却場建設反対の陳情書

委員長の審査報告

本陳情の趣旨は「私たちは私たちの檜原村での活動原理はもとより、檜原村の趣旨と相入れない建設計画に対して、檜原村議会が反対する決議を出すことを求めます」とする内容であります。

審査の結果「この焼却場計画で檜原村の持続可能な観光地域づくりの取組を大きく後退させるものであるとあり、これに同意いたします」「エコツーリズムと観光、自然環境と檜原を守っていくことが必要だということが良く読み取れ、檜原村の趣旨と相入れないということなので、賛同する」「檜原村にとって観光事業は大事な役割であり、エコツーリズムを利用して観光事業が持続して行なえる循環型、そのような観光が出来ることが良いと考える。また、エコツーリズムと趣旨について賛成できる」として、陳情書の趣旨に賛同する意見が委員からあり、挙手による採決の結果、挙手全員により「採択とすべきもの」と決しました。

陳情第 5 号

檜原村に棲息する小型サンショウウオ類に対する保全対策及び産業廃棄物焼却事業等による保証についての陳情書

委員長の審査報告

本陳情の趣旨は「武蔵村山市に本社を置く比留間運送(株)が檜原村に計画している産業廃棄物焼却場等の地域には、希少生物の小型サンショウウオ類の一種であるヒガシヒダサンショウウオが棲息している。ついては、東京檜原村の貴重な生物を保護および自然環境保全のためにも檜原村議会として、事業者の比留間運送(株)に対して次の項目を求めていただきたい

い」とする内容であります。

審査の結果「村としては調査をしたことはないが、棲息についての調査はやっていただきたい」「この地域には、ヒガシヒダサンショウウオが棲息しているだろうということを踏まえ、陳情者は希少種の生物・植物を保護してほしいということなのだと思い、法律等により保護してほしい」「仮に産廃施設ができてしまうと調査できなくなるので、その前に事業者調査させるべき。貴重な動植物を保護しなくてはならないと陳情の趣旨にもあるので、議会としても調査をさせ、その結果は村議会に出してほしい」「ユネスコでも小動物とかの保護については厳しい。サンショウウオが住んでいるのではないかと思うので、正確な調査を行ってほしいという陳情者の趣旨は理解できる」「建設計画に対し、事業者が檜原村に棲息する小生物の保護のための調査をさせろというものであり理解できる」として、陳情書の趣旨に賛同する意見と「森沢には堰堤があり、小型サンショウウオは住める状態ではなく棲息してないと考える。過去の調査でいたということであるが、この件に関しては十分陳情者に調査していただきたいと考える」として、継続審査にしてはどうかとの意見があり、挙手による採決の結果、挙手多数により「採択とすべきもの」と決しました。

陳情第 6 号

檜原村人里地区産業廃棄物焼却施設建設に関する陳情書

委員長の審査報告

本陳情の趣旨は「檜原村議会は武蔵村山市に本社をおく比留間運送(株)に対して、檜原村の村民憲章および環境保全条例の趣旨を尊重し、以下の項目について調査の経過と結果を報告することを求める議決をお願いします」とする内容であります。

審査の結果「陳情者は村民憲章、檜原村環境保全条例の趣旨を尊重してほしいとあるので、尊重したご判断をいただきたい」委員から「私はクマタカを実際見ているが、笛吹地区にいるかを調査する必要はあると思うので、調査をしていただいて、報告をいただきたい」「村側から都民の森の職員から一帯にはいると思いますとの話であり、本陳情は事業者が焼却場建設の前に猛禽類調査をすることを求めており、村議会としても事業者に対し調査を求めることに賛同すべきである」として、陳情書の趣旨に賛同する意見と他の委員からは「クマタカについては5年くらい見えていないので、いるかいないか確認できたのちに採決したい」として、継続審査にしてはどうかとの意見があり、挙手による採決の結果、挙手多数により「採択とすべきもの」と決しました。

陳情第7号

檜原村に産業廃棄物焼却場を建設させないよう求める陳情

委員長の審査報告

本陳情の趣旨は「村議会議員の皆様が檜原村人里地区に計画されている産業廃棄物焼却場を建設させないよう一丸となって反対していただきたい」とする内容であります。

審査の結果「民間事業者であることが懸念材料である」「西秋は水中成分を定期的に検査測定することとか、排ガスの成分表示を常時外から見られるようにするなど条件を付けたと書いてある。道路やトンネルとの話も出ていますが、民間事業者は営利目的であるのでどこまで求められるのかわからない。民間事業者では、ボヤなどの報告もしていないとの話もある。公共事業と民間事業との差があるのではないか」「西秋は公設民営で一部事務組合、議会をいつでも開くことができる。この施設の場合は一回

許可をとってしまうと年1回モニタリング検査しか出来ないのでは、何を燃やされているかわからない。外から見えるモニターについては検討するとの事だが、民間だからやらないかもしれない。なかなかこういうものは作ってしまうと難しいので、是非陳情者が言うよう議会として心をつにして反対していただければと思う」「内容に関しては十分理解し、人里地区に計画されている産業廃棄物の建設に反対しているということですから、私も反対の立場となって反対していきたい」「陳情者のおっしゃるとおり議員一丸となって反対していただきたいとの事に賛成の考えである」「陳情理由にあるとおり一丸となって反対してほしいということであり、私はその通りだと思う」として、陳情書の趣旨に賛同する意見が委員からあり、挙手による採決の結果、挙手全員により「採択とすべきもの」と決しました。

陳情第8号

産業廃棄物焼却場に断固反対の陳情書

委員長の審査報告

本陳情の趣旨は「武蔵村山市に本社を置く比留間運送株式会社が檜原村に計画している産業廃棄物焼却場に反対する村議会の決議を求めます。同時に東京都知事に対して檜原村議会としては、産業廃棄物焼却場の施設については反対であるという趣旨の意見書を提出していただきたい」とする内容であります。

審査の結果「この陳情者は請願の時の請願者で私は紹介議員であって、請願採択後、産廃に対する問題意識が広まって今のような反対活動になった。陳情理由は十分理解できるものである」「陳情者は署名運動も活発に行われている。全体的に反対したいという中で陳情書が出てきたのだと思う。3月の請願の趣旨もこうということではと想像する」「産業廃棄物の処理

及び清掃に関する法律の4つの許可条件の1つ、周辺地域の生活環境の安全、環境省令に定める施設については適正な措置がなされていること、という条件が整っていなければ東京都知事は許可出来ない」「陳情者は署名を行っており、半分以上の方が断固反対としているので強く求めたい」「人里の説明会では一個人として参加し、笛吹地区の活性化のためと思い反対しなかったが、今、多くの方が反対している中で、議員として住民の意見を尊重しなくては行けないと考える」「請願では申し述べることであったが、今回は意見書をはっきりと出してほしいということであるので、一丸となって反対すべき」「陳情は焼却場施設建設に断固反対である決議をすること、同時に東京都知事に意見書を提出することであり陳情理由は十分理解できる」として、陳情書の趣旨に賛同する意見が委員からあり、挙手による採決の結果、挙手全員により「採択とすべきもの」と決しました。

採択とすべき討論 中村賢次議員

本陳情は、産業廃棄物焼却場建設に反対する請願を最初に出された和田自治会からのものである。

請願の内容については、3月定例会において全会一致で採択された。その後は、全村で反対運動が広がりを見せ、今では村民の一大関心事であり、建設反対の意見が大部分であると感している。

私たち議員は住民の代表として議会に立っている。住民の思いを受け止め、福祉向上に努めるのが役目であるとの思いから、本陳情に賛成するものである。

議員提出議案

第2号

比留間運送株式会社による産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設建設と観光との共存及びイメージダウンへの解決策に関する決議

(説明) 本議案は陳情第2号の趣旨及び理由等に基づき決議を作成し、議員提出議案として提出するものです。

提案説明 野村雅巳議員

比留間運送(株)より令和4年3月に、東京都知事に対して産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可申請書が提出されました。

許可申請書等の縦覧、利害関係者による東京都への意見書の提出期間もすぎ、今後、東京都において「廃棄物処理施設の審査に係る専門委員会」において生活環境の保全に関する意見を聞くこととなっています。

審査の結果、申請内容が審査基準に適合していると判断されると、都知事は申請者に対して、許可証を交付されます。

廃棄物処理施設が建設されることに対し、住民の不安と憤りは計り知れないものがあり、建設許可申請に対する不許可決定を要望しているが、上記のとおり審査基準に適合していると判断されると、許可証が交付されることとなります。

現時点では、その結果を知るすべもないが、村においては許可された時に備えていくことが大事であると考えているので、比留間運送(株)による産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設建設と観光との共存についての具体策及びイメージダウンへの解決策を事前に検討し、住民に知らしめることを強く求めるものであります。

ご採択くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

賛成討論 森田ちづよ議員

比留間運送（株）産業廃棄物・一般廃棄物処理施設と観光との共存及びイメージダウンへの解決策に関する決議について賛成の立場で討論する。

都知事に対し産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設建設の許可申請書が提出され、東京都の専門委員会において生活環境保全に関する意見を聞くこととなっている。申請内容が審査基準に適合していると、都知事は申請者に許可証を交付する。

処理施設建設に対し、住民の不安と憤りは計り知れない。処理施設が建設されないことが村民の願いである。万が一、建設許可が出ることも想定し、処理施設と観光との共存について、具体策とイメージダウンへの解決策を検討し、住民に知らしめていくことにより、住民の不安を和らげることが出来ると考え、本議案に対する賛成討論とする。

第3号

比留間運送株式会社による産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設建設反対に関する決議
(説明) 本議案は陳情第3号、4号、6号、7号、8号の趣旨及び理由等に基づき決議を作成し、議員提出議案として提出するものです。

提案説明 野村雅巳議員

比留間運送（株）より令和4年3月に、東京都知事に対して産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可申請書が提出されました。

檜原村においては、このような廃棄物処理施設建設に対する計画がされたことはなく、檜原村住民の多くは、生活、自然環境、観光事業、人体などへの様々な影響を危惧し、大きな不安感を持っています。

人間が生活していく上では廃棄物の処理は避けて通れない問題であり、廃棄物処理施設の

必要性は十分理解しているところであります。更に施設の基準が廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により厳格に定められ、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について、適正な配慮がなされたものであると許認可権者である東京都知事により判断されると、建設されることも承知しているが、廃棄物処理施設が檜原村に建設されることによる檜原村のイメージ、住民の不安と憤りは計り知れないものがあります。

私達、村議会議員は住民の福祉向上のため住民を代表して檜原村の自治運営にあたっており、住民の声を行政に反映させることが大きな使命であります。

住民の声に応え、住民の健康、檜原村の自然、環境、暮らし、更に檜原村のイメージを守っていくため、比留間運送（株）による産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の建設に対し檜原村議会議員が一丸となって断固反対するものであります。

ご採択くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

第4号

比留間運送株式会社の産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可申請に対する不許可決定に関する意見書

(説明) 本議案は陳情第3号、8号の趣旨及び理由等に基づき決議を作成し、議員提出議案として提出するものです。

提案説明 野村雅巳議員

比留間運送（株）より令和4年3月に、東京都知事に対して産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可申請書が提出されました。

令和3年11月27日には、比留間運送（株）による地元住民に対する廃棄物処理施設建設のための説明会が開催され、檜原村の住民は村内

に廃棄物処理施設が建設されることを知り、生活、自然環境、観光事業、人体などへの様々な影響を危惧し、施設に対する知識もないこともあり不安な気持ちとなっています。

その後、比留間運送（株）は自主的に村内7か所で住民説明会を開催したが、出席者からの質問に対し誠意ある回答が得られず、比留間運送（株）に対する住民の不安はより大きなものとなり、廃棄物処理施設に対する勉強会も開催される中、自主的に建設反対への行動を行っています。

檜原村においては、自然環境の保全、観光事業の推進、人々が住みたくなる村づくりを最優先に行政施策を行ってきており、第5次総合計画においても、村の将来像を「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力ある村」とし、基本計画の第1節で「自然環境の保全と公害防止」の施策体系として、自然環境の保全、不法投棄や公害の防止、循環型社会づくり、環境衛生・環境美化の向上を推進していくこととしており、毎年次予算計上され着実に事業展開が行われています。

今回、廃棄物処理施設の建設により、大気や水質の汚染はゼロではなく「みどり せせらぎ 風の音」という檜原村のキャッチコピーのイメージとは大きく変わり、今まで取り組んできたことに対しても大きな影響を与えるものと考えます。

廃棄物の処理は重要な課題であることは承知しており、施設の基準が廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により厳格に定められ、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものとしているが、檜原村に建設されることによる住民の不安と憤りは計り知れないものがあります。

住民の声に応え、住民の健康、檜原村の自然環境、暮らし更に檜原村のイメージを守っていくため、東京都に対し、比留間運送（株）の産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可申請に対する不許可決定を要望するものであります。

ご採択くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

各委員会報告

総務委員会報告

総務委員会を、6月6日に開催し「今後の所管事務調査」及び「今後の事業」について審議を行いました。

また、6月7日には産業建設委員会主催の連合審査会に出席しました。

委員長 峰岸 茂

産業建設委員会報告

産業建設委員会は、6月7日に開催し、総務委員会との連合審査会で「陳情7件」を審議し、その後「今後の所管事務調査」及び「今後の事業」について、審議しました。

委員長 野村 雅巳

令和4年第2回定例会で審議された議案と議決結果

議長 山崎源重 ○=賛成 ×=反対

区分	議席番号及び議員名	1	2	3	5	6	7	8	9	議決結果
		森田 ちづよ	清水 満男	峰岸 茂	松村 哲朗	野村 雅巳	清水 兵庫	浜中 由造	中村 賢次	
議案名										
専決処分	第27号	専決処分の承認を求めることについて (檜原村税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)								承認
	第28号	専決処分の承認を求めることについて (檜原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)								承認
	第29号	専決処分の承認を求めることについて (檜原村国民健康保険診療所使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例)								承認
契約	第30号	消防積載車購入契約について								可決
	第31号	配水管布設替工事請負契約について								可決
	第32号	庁舎外壁等改修工事請負契約について								可決
条例	第33号	檜原村介護保険条例の一部を改正する条例								可決
	第34号	檜原村固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例								可決
人事	第35号	檜原村教育委員会委員の任命について								同意
	第36号	檜原村固定資産評価審査委員会委員の選任について								同意
補正予算	第37号	令和4年度檜原村一般会計補正予算(第1次)								可決
陳情	第2号	比留間運送による産廃施設建設に関する陳情書								可決
	第3号	比留間運送株式会社の産業廃棄物処理施設設置および一般廃棄物処理施設許可申請に反対決議に関する陳情書								可決
	第4号	檜原村人里地区で建設計画が上がっている産業廃棄物焼却場建設反対の陳情書								可決
	第5号	檜原村に棲息する小型サンショウウオ類に対する保全対策及び産業廃棄物焼却事業等による保証についての陳情書								可決
	第6号	檜原村人里地区産業廃棄物焼却施設建設に関する陳情書								可決
	第7号	檜原村に産業廃棄物焼却場を建設させないよう求める陳情								可決
	第8号	産業廃棄物焼却場に断固反対の陳情書								可決
	議員提出	第2号	比留間運送株式会社による産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設建設と観光との共存及びイメージタウンへの解決策に関する決議							
第3号		比留間運送株式会社による産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設建設反対に関する決議								可決
第4号		比留間運送株式会社の産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可申請に対する不許可決定に関する意見書								可決

登壇8人 村政を問う

6月議会の一般質問は6月2日に行われました。
内容は、要約して受付順に掲載しています。

松村哲朗議員

子供のマスク着用の 弊害と今後の 対応について

健やかな学びの保障を
図って行くことが重要である



質問 新型コロナ対策のマスク着用は、子供にとって、心身発達の阻害、学習への影響、意欲の低下、コミュニケーションの阻害、口呼吸の増加による健康への影響など、弊害も多く指摘されている。様々な施策対応によってコロナ禍における社会生活が一定程度落ち着きを取り戻した今、一日も早く子供の健全な日常を取り戻す責務があると考え、次の点を伺う。

①子供の心身の発達に対する弊害について村の認識と対応方針は。

②学校生活におけるマスク着用の弊害について教育委員会の認識と対応方針は。

村長 ①子供がマスクを着用する場合、いかなる年齢であっても保護者や周りの大人の注意が必要である。子供の健康に対する優先度を考えたとき、その弊害は特にないと考える。

教育長 ②児童生徒は、ガイドラインに基づき、感染症対策として全員が原則マスクを着用し、学校生活を送っている。マスクを着用し、グループ活動や接近した発言等で学習活動ができない可能性がある部分について弊害があると考え、実施方法等を工夫し健やかな学びの保障を図って行くことが重要である。

松村哲朗議員

笛吹地区の廃棄物焼却施設 建設計画について

焼却施設建設は望むものではない

質問 手続は申請者である民間企業と許認可権者である東京都の間に行われるが、受け入れる立場の村の認識について確認をしたく、次の点を伺う。

①ウッドチップ事業の村への参入から本申請に至る経緯について、村はどのように承知しているか。

②村長はこの計画をどのように受け止めているか。

村長 ①令和元年5月15日、チップ工場計画の事業者による笛吹地区での説明会で、チップ工場だけではなく、廃棄物焼却施設についても発言された。令和元年9月12日、事業者から人里地区4自治会長宛てに、松原苑跡地の活用計画について文書が発出された。令和2年10月、事業者から人里地区4自治会長宛てに、再度、跡地の活用計画について文書が発出された。令和2年11月12日、チップ製造工場の竣工式が開催された。令和3年9月25日、廃棄物焼却施設の建設について、人里地区住民を対象に説明会が計画されたが、コロナ禍により延期され、令和3年11月27日、説明会が開催された。

②大きな問題であり非常に困っている。自然環境を守る村としては、焼却施設建設は、望むものではない。

浜中由造議員

村の母子保健事業の更なる充実について

屈折検査機器、フォトスクリーナーの導入については、近隣町村の動向を見ながら協議の中で決断していきたい



質問 村の母子保健事業における健診の現状、課題は。

村長 妊婦健康診査、乳幼児健康診査、乳幼児歯科検診、予防接種事業等を切れ目なく積極的に進めている。子育てに関する育児の孤立化が進み、不安や負担感が増大し、きめ細やかな対応が課題となっている。

質問 ①保護者への視力検査の重要性の周知啓発はどのように行っているか。

②村の母子健康事業のさらなる充実の点から国も動き出している3歳児健診の視力検査においてフォトスクリーナー【屈折（遠視・近視・乱視・屈折の左右差）と眼位（斜視の有無など）を測定する機器】の導入を考えられないか。

福祉けんこう課長 ①厚生労働省の通知に基づき、3歳児健康診査前の健康通知において、目と耳と尿の検査の案内の印刷物を対象者に送付し、健診当日に検査内容の確認を行っている。

②フォトスクリーナーの導入については、診療所医師等と協議していきたい。

浜中由造議員

豊かな自然環境と村の役割について

条例の強化については、村として対応できる範囲で検討していきたい

質問 産業廃棄物焼却場の問題に関して、村民の安全安心を守る立場としての考えを伺う。

村長 今回の産業廃棄物焼却施設の建設計画は、村にとって大きな問題であり、非常に苦慮しており、自然環境を守る村にとって、焼却施設建設は、望むものではない。しかしながら、重要なインフラの一つであり、法律等のルールに基づいて計画がなされていれば止める対抗措置はないものと考えている。

質問 ①村民に対して、行政側の説明責任として、村長自らの言葉で発信すべきだと考えるがいかがか。

②行政として村独自の規則、事前手続などの条例の強化、行政指導などができる可能性も考えるがいかがか。又今回の定例議会中に議会に村の意見書を提出できないか。

産業環境課長 ①裁量権のない村が、法を超えての発言に責任を負うことはできない。その点を考慮して控えている。

②条例の強化については、村として対応できる範囲で検討していきたい。意見書についてはこの定例会の会期中にはお示ししたい。

清水満男議員

村における 今後のドローンの 活用について



実証実験の状況を注視し活用が
可能かなど調査研究していく

質問 ①現在のドローンの使用状況について。
②今後村としてドローンをどの様に活用していくのか。

村長 ①林道開設予定現場の線形確認や現場
確認、村道、林道等における災害等により発
生した土砂崩れ現場の確認をおこなう。

②国や東京都において、さまざまな実証実験
が行われており、その状況を注視し活用可能
かなど調査研究をしていきたい。

質問 ①何名ドローンを操縦できる人がいるの
か。航空法が改正され、現在あるドローンの
対処はどうするのか。12月には操縦ライセンス
が必要と聞いているが取得するのか。

②大災害や大雪等で孤立状態になったとき食
料等の輸送、災害状況の把握は不可能と考
える。そのためには各コミセン、自治会館、交
通難所地区へのドローンの飛行ルートプロ
グラムを運営会社に委託して災害時即応体制が
できるようしたらどうか。

企画財政課長 ①2名いる。ドローンの登
録手続きを進めている。操縦ライセンスにつ
いては、詳細についてまだ示されていないの
で、国の動向を注視していく。

②事業委託も含めて調査研究をしていく。

峰岸茂議員

檜原村の 防災対策について



停電時の電源確保の
手段は、村の環境部署とも
協議しながら制度等を検討する

質問 檜原村の避難対策と災害備蓄品等の現状は。

村長 避難が必要なときは、村内11か所の
避難所を開設している。避難所には、プロパ
ンガス式の発電機、各備蓄庫には飲料水、非
常食、毛布等、パーテーション、段ボールマ
ット等を配備している。

質問 ①村は、平成28年8月に、災害用防
災セットを全戸に配付しているが、非常食や
飲料水などの賞味期限が切れている。新たに
村から支給願いたい。

②災害で自宅が長時間停電になった場合を想
定し、家電やスマホに対応できるポータブル
電源や発電機器などの購入のための助成制
度を創設していただきたい。

総務課長 ①災害用防災セットの配付事
業は、防災確認と、その後の管理については、
自ら必要なものを用意していただくことを
目的としている。自分の身は自分で守るよう
推進していきたい。

②停電時の電源確保の手段は、住宅用太陽
光発電、それに併せた蓄電装置、電気自動
車による給電等も考えられるので、村の実
情等を関係部署とも協議しながら制度等
を検討する。

議会だよりに「声」をお寄せください

お気軽にご意見・ご要望をお聞かせください。お寄
せいただいた意見は全議員に配付し、今後の議会運
営の参考にさせていただきます。
お問い合わせは、議会だより編集委員会へ

TEL 598-1128
FAX 598-1009

森田 ちづよ 議員

持続可能な 自治会活動について

地区ごとの特性や実状に
応じた自治会活動を促進していく



質問 自治会員の減少や高齢化などによる役員の担い手不足が深刻化しており、運営を維持していくうえでは行政としての支援が必要であると考え以下について伺う。

- ①自治会業務の軽減について
- ②自治会運営費支援について
- ③自治会活動のデジタル化について

村長 ①配布物は回数を減らすこととし毎月5日の配布。回覧物については希望に応じ個別配布。

- ②軽易事務委託料を毎年支払っている。
- ③デジタル化への考えは、現在はない。

質問 ①会費や寄付金などの徴収依頼もある。本来会費や寄付金は事業者が訪問し集金するものである。自治会の負担軽減の為、別の方法や回数を減らすなど検討をして頂きたい。

- ②自治会長の業務は負担も多いので自治会費と自治会長への報酬的な支援をして頂きたい。
- ③自治会長へのタブレット等の配布を提案する。

企画財政課長 ①何らかの対応が可能か研究して参りたい。

- ②新たな支援が可能かどうか調査・研究して参りたい。
- ③国等の動向も注視しながら調査・研究して参りたい。

野村 雅巳 議員

檜原村の自然環境の 保全について

檜原村環境保全条例に基づき
環境・景観の保護等に努めている



質問 ①檜原村の自然環境保全・保護施策について

②自然破壊に繋がるような開発行為を規制するため、新たな条例を制定する考えはあるか。

村長 ①檜原村環境保全条例に基づき、村や住民、事業者の責務を定め、環境の保護や自然の回復、景観の保護等に努めている。

②自然破壊につながるような開発行為については、基準・規制については、その多くが上位法等に委ねられているが、今後、村としてもでき得る限りの措置は考えていきたいので、他自治体の状況等も参考に、新規条例の制定も視野に、研究したいと考えている。

質問 村には、檜原村環境保全条例が制定されているが、住民の安全で安心な生活環境を維持していくとともに、村の素晴らしい自然環境を保全するためには、自然破壊を規制するための村条例の制定ができないか。

産業環境課長 国や東京都の動き、また、他の自治体の制定状況等も調査・確認しながら、法の内容を踏まえ、出来る範囲で条例制定に向け、早急に取り組みたい。

中村賢次議員

産業廃棄物処理施設
(焼却場) 建設
計画について

法の判断の下で決定される



質問 ①産業廃棄物処理施設（焼却場）の建設は、檜原村のキャッチコピーである「みどり せせらぎ 風の音」の意味するものに著しくマッチしていない、真逆のものと考えているが村長の考えは。

②村長が一貫して叫びてきた自然と共生して人々が住みたくなる、住み続けられる村づくりとの整合性をどのように捉えているか。

村長 ①キャッチコピーはこれまでも誇りをもって使用してきた。ご指摘は、私もその通りだと考えている。

②村政運営の基本とする総合計画の中で、各種施策を進めている。今般の建設計画は、それらの基本方針とはずれていると感じているが、村が自前で建設する施設ではなく、民間事業者が自らの土地で事業を行おうとするもので、私の手に負えない問題だと認識している。

質問 村の姿勢が許可の判断に影響を与えるものではないと答えているが、どう考えるか。

産業環境課長 今回の民間事業者による建設計画は、法の判断の下で可否が決定されると承知している。

清水兵庫議員

産業廃棄物焼却場
建設と住民の
対応について

現状では検討する段階ではないと考える



質問 檜原村人里地区に、産業廃棄物焼却場計画が明らかになった。業者により地区を分けて事業説明会が行われたが、住民は多くの不安と不満を持ち環境に関し懸念を抱いている。そこで、以下を伺う。

①煙突排ガスによる影響予測として、問題ないとしているが、排出ガスは付近の山に堆積され、施設からの排水は放水しないとしているが、近年は予測できない大雨が降ることがある。そこで、村は水質検査を行うべきと考えるが、いかがか。

②住民が不安と環境に関する懸念を示し、焼却場建設に反対の意思を住民の半数が示しているが、これをどう考えるか。

村長 ①現状では検討する段階ではないと考える。仮に施設建設申請が許可となり、建設が進むようであれば、予定地周辺の沢や河川において施設建設前後の水質検査を実施したいと考えている。

②村に提出された反対署名について非常に重く受け止めている。しかし、施設建設の許可権者は、村ではなく東京都であり、私が反対・賛成するかを乗り越し、村として判断できる問題ではないと理解している。

9月議会のお知らせ
(予定)

- ・ 議会運営委員会 8月 24日 (水)
- ・ 定例会初日(一般質問) 9月 2日 (金)
- ・ 常任委員会 9月 6日 (火)
- 9月 7日 (水)
- ・ 定例会最終日 9月 15日 (木)

※お詫びと訂正について

1. 令和4年5月号に掲載しました、令和4年第1回定例会の請願の審議について、12ページの委員会報告となっておりますが、正しくは10ページであります。
2. 編集後記文面中の2月は作年となっておりますが、正しくは昨年であります。

お詫びして訂正いたします。

議会を傍聴しませんか

傍聴される方は、議会事務局入口で「議会傍聴届」に必要事項を記入していただいた後、「議会傍聴券」をお持ちになり議場へ入場してください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、予定が変更となる場合があります。



お問い合わせは議会事務局へ 電話598—1128

編集後記

今年の梅雨明けは、6月27日に気象庁から史上最も早いものであるとの発表がありました。例年ですと7月中旬頃になると「ひぐらし」が梅雨明けを知らせるかのようには鳴いていましたが、今年は間に合わなかったようです。

7月に入り全国的に「新型コロナウイルス感染症」が急速に拡大しています。これからは、熱中症に注意して上手なマスク着用により「うつらない」「うつさない」を心掛けていきます。

皆様もいろいろな工夫により、暑い夏を乗り切っていただきたいと思います。

議会だより編集委員会委員の任期も残り1年を切りました。残された期間も皆様に分かりやすい文章でお伝え出来ますよう心掛けてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(清水)

委員長 清水 兵庫
副委員長 森田ちづよ
委員 浜中 由造
" 中村 賢次